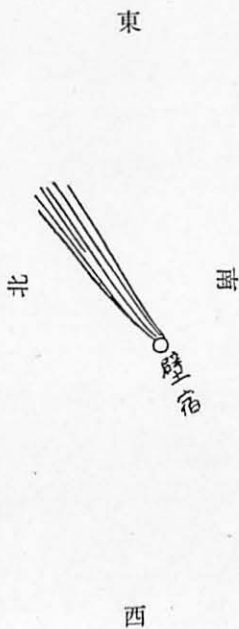


神祠八條の家號を削る。世を隔つること久遠なりといへども、君臣の禮を以てすれば、常磐井宮までも祟るとならば、此上は北野の社を初て、諸州所在の菅家の祠悉く可毀仰あり。其夜御寢なり。稍あつて御目覺、常磐井宮病苦速可本復、醫藥不可代の由勅定なり。祇侯の輩惟み思て勅答も見合たる處に、重て上意には、不思議の夢を見たり。四魔鬼王と云は如何なる者を稱するや。又是を降伏するは何を修するにや。諸寺へ尋ぬべしと仰に付て、東寺・三井寺等の僧徒に勅使あり。對て云、四魔鬼王は天地四隅の大魔王の事、是が調伏は尊勝多羅尾を轉讀すと云。朕夢中に童子あつて告て云。常磐井宮の病惱に因て逆鱗は尤也。然に是は菅神の祟に非ず。四魔鬼王の業也。尊勝多羅尾を轉讀せば速に可本復、且桂里の神社再興に付天神納受せり。然に今の神職は古の子孫に非ず。又天神在世の時愛玩せる石あり。此石今は土中に埋却す。掘出て社前に安置せば、彌納受あらんと告て夢覺たり。即僧徒に命じて尊勝を轉讀す。宮の病惱平癒す。古神職の子孫を糺し問ふに、桂の里の窮民と爲て耕し居たり。是に一官を命じて神主とす。石の事は智忠

の時までは下邸の内に在り。人其石に腰を掛れば必ず瘡疾を患ふ。故に人の害を爲す石なりとて、深く土中に埋ませけり。其所難知かりしに、見覺たる老人あつて其所を指す。便ち穿出して今の社前に安んじ、垣を以て之をかこむ。色は青石也。大久保氏話

一、新星、西南に現る

今茲初冬有新星出西南。其光芒隨人之眼而成長短。其初見。稍尺許。指東北。其形如左。隨月而光芒長一三十丈云。



愚謂。壬戌年冬如此新星出東西。其光芒指西南實成反覆。其凶災東北州郡水災甚矣。今古希有也。

有澤致真言上謂。是非妖星譬如聖代出瑞星也。告余亦然。余詰之。謂凡光芒閃于左右者。慧勃之類也。直指者吉星

也。余謂。夫然。豈夫然乎。

此砌久田清左衛門篤敬在江戸の來狀に云。只星の事計は様々にて西方に出候星は、段々に西へ落、此間は見え兼候。今朝本郷邸南の板打申候。出雲守様邸にも打申候。至て大火と見申て板打候由に候。少時有之鎮り申候。扱火見番段々申趣は、東に當て至極大火と見え申候内、何やらん落申様に見え申候。落着所は本所中の郷にて、星の光落申候。最前より火事と見え申候前の光に候。少時に消え何も無之由申候。正月十七日正月十三日曉の大火と見え江戸中騒申候。星火事に祟申由にて、江戸よりも御祈禱、於京都猶以て御祈禱有之由。禁裡に火防の御制御座候故、か様に雨降續候かとも申候。去月以來降申候。無左候ても二八日降申所に御座候。星は何様希代の星に候。近年被召抱飯飼文次郎と申天文者、表向にては瑞星とやらん言上いたし、御内々を以て火難等可有御鎮星の由申上候よし承り及候。二月十三日御晝中星の事被仰下候。芒星は其後相見え不申候。一昨十二日夕方いまだ薄暮に、東方月の傍より三尺計去て、月よりも光甚しき星顯れ候。私見付候て是は月を可貴星に候。氣

を付見申様に、せがれ清次郎に申罷在候内、見廻の人々一兩人と重り、飯田勝左衛門・大村五郎左衛門・原三右衛門・菅野覺兵衛息加右衛門見廻かゝり、右の様子申候へば同然に見申内、月も星も同敷西し候内、星の行道早く候か、九時前月中に星入申候。八時過に貫き出候。月と星と左右致し候時は、急ぎ貫き申事有之ものと申候。星月共に西に流候故間にかゝり申候。江戸者共も昨日參申候。見申者多く御座候。先月十五夜も貫申由承申候。左様にも候か、月の傍に近く星有之を見申候。是は貫き候跡を見申と見え申候。當年の様に色々天象の有之事は無御座候。御製如左御座候。

三月十四日 久田篤敬